

7世児第590号  
令和7年12月22日

**世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類」および「菓子類」アレルギー対応分購入  
契約プロポーザル実施要領**

次のとおり、令和8年度契約の相手方となる事業者の候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

**1. 事業の概要**

(1) 契約件名

- ①新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)  
(以下、「菓子類」という。)
- ②新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」アレルギー対応分(単価契約)  
(以下、「アレルギー対応分」という。)

(2) 事業内容

区では学童クラブの児童に補食として間食を提供している。

児童に提供する間食は、年齢を考慮しつつ、質がよいものを適切な量で提供する必要がある。

この業務は、世田谷区立小学校にある学童クラブ登録児童の間食として、以下の単価で、1日あたりの間食のカロリーは100～200 kcal(ただし、調理品は200～300 kcal)を目安に週単位のメニューを作成のうえ、区が指定する数量を準備し各新BOPに納品する。(仕様書(案)参照)

①菓子類

1人1食単価82円(税込) 1週あたり410円(実施日が5日の場合)

②アレルギー対応分

1人1食単価105円(税込) 1週あたり525円(実施日が5日の場合)

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 配送方法

①菓子類

全61ヶ所の学童クラブを、13～16ヶ所ずつ4つのブロックに分けて配送する。ブロックごとに週代わりで毎週異なる事業者が配送する。

②アレルギー対応分

1社のみとの契約のため、年間を通して契約事業者が全てのブロックに配達する。

※①と②を同事業者が受託することも可能。

(5) 予算額(提案限度額)

①菓子類

136, 100, 894円（税込）（4案件合計）

(4案件内訳)

I 34, 195, 230円（税込）

II 34, 069, 032円（税込）

III 33, 991, 870円（税込）

IV 33, 844, 762円（税込）

※労働報酬下限額対象予定案件

②アレルギー対応分

11, 387, 250円（税込）

## 2. プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、区立小学校内にある新BOP学童クラブ用の間食を準備し、安全・確実に納品するものであり、間食の提供を受ける者は主に小学校1～3年生の児童である。本業務にあたっては、製造・保管・配達の際、衛生面と品質管理に万全を期さなければならず、事業者にはこれに適切に対応できる履行能力が求められる。このため、契約相手方となるべき事業者について能力・実績等を比較審査することにより選定する必要があるため、プロポーザル方式により選定を行う。

## 3. プロポーザルに参加できる者の資格

本業務に意欲と遂行能力を有する法人等であって、参加表明書提出日現在において以下に挙げる要件をすべて満たす事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (4) 令和2度以降、学童クラブ（新BOP含む）、小学校、保育園および幼稚園等の児童施設（教育施設含む）に食品の納入実績があること。
- (5) 「新BOP学童クラブ間食納入事業者選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

#### 4. 募集要領の交付期間、場所および方法

##### (1) 交付期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月7日（水）

##### (2) 場所および方法

世田谷区ホームページに掲載

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番35号

電話：03（5432）2308

#### 5. 参加表明の方法

##### (1) 提出期限

令和8年1月7日（水）午後3時まで必着

##### (2) 提出先

世田谷区子ども・若者部児童課窓口

（世田谷区役所第2庁舎2階20番、平日午前8時30分～午後5時）

##### (3) 提出方法

直接持参または簡易書留郵便で郵送すること。（ファクシミリは不可）

##### (4) 提出書類

① **【様式1】「参加表明書」**

② **納税証明書**（法人事業税、法人住民税、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税）

③ 上記3（4）に記載されている実績が確認できる資料（様式自由）

#### 6. 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 7. 質問の受付および回答

##### (1) 質問受付期間

令和8年1月7日（水）午後3時まで必着

##### (2) 提出先

世田谷区子ども・若者部児童課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階20番、平日午前8時30分～午後5時）

##### (3) 質問方法

**【様式4】「プロポーザル質問票」**に質問事項を記載のうえ、直接持参または簡易書留郵便で郵送すること。

※電話での質問受付は行わない。

##### (4) 回答期限

令和8年1月13日（火）予定

(5) 回答方法

招請通知を発送した全事業者へ電子メールで回答

## 8. 提案書の提出期限、提出先および方法

(1) 提出期限

令和8年2月5日（木）午後3時まで必着

(2) 提出先

世田谷区子ども・若者部児童課 ※場所・受付時間は上記5（2）参照

(3) 提出方法

担当課が指定するアップロード先にアップロードすること。アップロード先については招請通知発送後、担当課からメールで案内する。

(4) 提出物・提出部数（⑤、⑥、⑦は希望事業者のみ）

- ① **様式2-1** 「提案書」、正本データおよび副本データ
- ② **様式2-2** 「メニュー提案書」 正本データおよび副本データ
- ③ **様式2-3** 「原材料表」 正本データおよび副本データ
- ④ **様式2-2** 記載のメニュー内容がわかる写真 4回分
- ⑤ **様式3-1** 「メニュー提案書（アレルギー対応分）」 正本データおよび副本データ
- ⑥ **様式3-2** 「原材料表（アレルギー対応分）」 正本データおよび副本データ
- ⑦ **様式3-2** 記載のメニュー内容がわかる写真 夏季および冬季、それぞれ10日分

※正本と副本がわかるような表示をすること。

※副本には事業者が特定できるような記載をしないこと。

（特定できるような記載がある場合、失格とすることがある。）

## 9. 提案書に求める内容（（5）は希望事業者のみ）

提案書は下記の書類を別紙3「提出書類の作成および記載上の留意事項に従い作成すること。

**様式2-1**

- (1) 応募理由、納品実績
- (2) 間食メニュー
- (3) 品質管理
- (4) 配送

**様式2-2**

「メニュー提案書」

**様式2-3**

「原材料表」

(5) アレルギー対応分の納品

〔様式3-1〕

「メニュー提案書（アレルギー対応分）」

〔様式3-2〕

「原材料表（アレルギー対応分）」

## 10. 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があること。

(2) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績があり、本業務を履行できる実績があること。

(3) 間食内容

間食の量や質などが児童に相応しいメニュー選定となっていること。

アレルギー対応が十分であること。

提案品目および種類が豊富であること。

(4) 品質管理能力

間食の製造・保管・配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能であること。

(5) 配送力

配達可能な地域の範囲が十分であり、適切に配送計画が立てられていること。

(6) 価格・内容の妥当性

上記1 (2) 記載の単価のメニューとして妥当性があること。

## 11. 業者の選定方法について

(1) 委員の構成

委員長：児童課長 渡邊祐士

委員：地域学校連携課長 渡部健二郎

委員：児童課 児童育成担当係長 岡田弘樹

委員：児童課 等々力児童館長 秀村聰

委員：学校健康推進課 学校給食係 福原光美

(2) 審査基準

提案書の記載内容等に基づき、選定委員会により審査し、総合的に評価する。

採点結果により、複数の事業者を契約相手の候補者として選定する。

提案書を審査するうえで疑問点や確認事項が生じた場合には、担当より当該事業者に内容の確認を行う場合がある。

書類審査のみを行い、プレゼンテーションなどは実施しない。

### (3) 結果の通知

令和8年2月下旬までに、担当課より通知を郵送で送付する。

## 12. 担当ブロックの割当

### (1) 菓子類

①審査の結果、事業者の契約対象優先順位を決定する。

優先順位の高い事業者から、応募申込書、提案書に記入された配達可能なブロック（地域）を1週間ごとに割り当てる。

②全てのブロックを担当する事業者が決定するまで割り当てを行う。

例) 審査の結果、以下のとおり事業者が決定した場合。

優先順位1位：A社(担当可能ブロック 全てのブロック)

優先順位2位：B社(担当可能ブロック 全てのブロック)

優先順位3位：C社(担当可能ブロック 全てのブロック)

優先順位4位：D社(担当可能ブロック 全てのブロック)

### 【担当ブロック決定の過程】

※優先順位1位（A社）～4位（D社）までが契約対象事業者。

	1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック
1週目	A社	C社	D社	B社
2週目	C社	A社	B社	D社
3週目	D社	B社	A社	C社
4週目	B社	D社	C社	A社

### (2) アレルギー対応分

アレルギー対応分については、1社のみとの契約のため、年間を通して契約事業者が全てのブロックに配達する。

## 13. スケジュール（予定）

令和7年 12月22日（月） 公募開始、並びに質問の受付開始

令和8年 1月 7日（水） 参加表明書及び質問の提出締切日  
(午後3時まで必着)

1月 9日（金） 招請通知発送

1月 13日（火） 質問回答期限

2月 5日（木） 提案書の提出締切日（午後3時まで必着）

2月 18日（水） 業者選定委員会

2月下旬 業者決定通知発送

## 14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金  
免除
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記5 (2) の窓口に同じ
- (5) 契約等について。
  - ・区と詳細な仕様内容について、協議を行ったうえで契約を締結する。
  - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (6) 参加表明書及び提案書の作成に係る費用について  
参加表明書及び提案書の作成、提出等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (7) 記載内容の変更について  
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (8) 参加表明書及び提案書の無効について  
参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には失格とする。
- (9) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
  - ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
  - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)は、令和8年度の提案限度額を136,100,894円(4案件合計)としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

### 4 案件内訳

I 34,195,230円

II 34,069,032円

III 33,991,870円

IV 33,844,762円

労働報酬下限額詳細は別紙4参照。